

正徹の「異風」について——舟の歌を中心として——

豊田恵子

はじめに

第一章 常縁の正徹詠への非難について

室町時代に活躍した冷泉派の歌人、正徹は、その歌風の新奇さゆえに、後

近世の歌学書に見える正徹は、

一 正徹正徹云書記ノ歌ノ風体カヘス似スヘカラサル也

草根ハ徹書記ノ集ナリ (一)和歌秘決⁽²⁾

に「異風」と称され、非難された。新古今の歌風を受け継いだとされる正徹の歌風は、その後の和歌に受け継がれることなく、正徹と別の流派である二

とされ、その風体は決して手本としてはならないとされる。また、時代が下

条派の平明な和歌の風のみが主流となる、という先学の指摘がある。⁽¹⁾しかし、その「異風」の内実については、必ずしも具体的に示されているわけではな

つて靈元院のころに活躍した、武者小路実陰述、似雲聞書の「詞林拾葉」に

い。新古今の歌風を受け継いだ新奇なる歌風であるともされるが、室町期か

おいては、
六月一日。釈正徹の歌いか。正徹歌、異風にてよろしからねとも、自

ら近世にかけて盛んに講釈され、重んじられていた「詠歌大概」で、常に和

由によくいひまはしたる歌なり。(以下略) (二)詞林拾葉⁽³⁾

歌においては新たな趣向を求めよ、と説かれてもいた。正徹に対する「異風」とは、単純に「新奇」であるため、と考えてよいだろうか。

うとする試みの一つである。

はつきりと「異風」とされる。つまり、近世に至っては「異風」の歌人と言

う評価が確実に定まり、その歌風を真似てはならないとされる。しかし、具

体的な和歌の例でもって説明がされるのではなく、「異風」であるから手本

としてはならないのだ、ということが繰り返されるだけとなっている。

では、正徹が「異風」とされた原因の一端を示す、具体的なものとして、

同時代の歌人、東常縁が記した「東野州聞書」を以下に掲出する。東常縁は、

はじめ正徹のもとに出入りし、後に堯孝の門弟となった人物であり、宗祇に古今伝授を伝える、当時の二条派の重要な歌人である。

① 一、宝徳元年閏十月四日、常光院へまかる。其の時語り侍し毛詩の文なり。

周詩関雎序略曰、情發於声、声成文。謂之音。治世之音、安以樂。其政和。乱世之音、怨以怒。其政乖。亡国之音、哀以思。其民困。故正得失、動天地、感鬼神、莫近於詩。先王以是、經夫婦、成孝敬、厚人倫、美教化、移風易俗。

「此文、歌道の眼目なり」と申されし也。

② 一、「後小松院、与八と申す九世舞をめされて御前にて舞せられけり。三四度きこしめされて、乱世の声ありとて、後終に御前へめされず。其の後仰せのごとく、始の赤松が乱有けり。よくぞいひけると御まん有ける」と、畠山の阿州物がたり有。此事あまなく沙汰有事なり。まして歌道は、大事の上の大事なりとひたぶるに思ひたる、如何。

③ 招月の歌とて承及申候。

47ぬし知らぬ入江の夕人なくてみのと棹とぞ舟に残れる
さらにうらやましくもなき歌なり。ぬしはまんのけしき有けるとぞ。これ等や乱世の声にも侍べき。是は私の存所なり、あやまりにや、いかゞ。神慮ぞ誠にしらぬ。恐しや〜。

稲田利徳氏の先行研究によれば、

〔東野州問書〕⁴⁾

「うらやましくもなき」とは、明らかに批難の声であり、常縁はこの歌に「乱世の声」を聞く。「乱世の声」とは「毛詩」の「乱世之音、恐以怒、其政乖」を受けているが、この話は、ちょうど宝徳元年十月四日に、

堯孝から聞いているし、この条の直前に、後小松院の面前で九世舞を召された者が「乱世の声」ありと追放された話を記しているので、そのことも念頭にあつたろう。ともかく、「主しらぬ」の歌を和歌の正道から乖離したものと批判している。

とされる。稲田氏が指摘されるように、①〜③の記事は関連しており、①、②を踏まえることによって、常縁の正徹詠に対する非難が「乱世の声」を示したことにあることが窺える。①では、歌道の最も大事とすべきは、「治世の声」と「乱世の声」とを聞き分けることが説かれている。では、「治世の声」と「乱世の声」が何を示すかというところ、芸能の立場から解釈した永池健二氏の論を参考としたい。「治世の声」「乱世の声」は「教訓抄」に「楽ノアレナルバ亡国ノ音ト云。楽ノオモシロキヲバ、国ノ治音ト云ベシ」と見えることを指摘され、また、②などを引用された上で、「亡国の声」と「乱世の声」が同一のものとされている。また、それは「整序された正統の楽律からはみ出した異形の音声をその中に抱え込んでいたが故に、そこに込められていた哀傷愁歎の響きとともに、楽人や権力者たちの心の奥に不吉のさざ波を呼びおこしたものとされている。それ故に、曲舞を含む地下の謡いものは忌避され、田楽が「鎌倉衰亡の因と見なされた」ように、「亡国の声」「乱世の声」とは、不吉なことを惹き起こすものと捉えられていたと言えよう。

ここから常縁に「乱世の声」と非難された正徹の和歌も、「与八と申す九世舞」と同じく、不吉なものとされたと考えられる。

何故、常縁はこのように考えたのか。それは、繰り返し古今集注釈で説かれている政教主義的和歌観に基づくと考えられる。常縁にとって歌道の大事とは、政道の助けとなることである。それは同時に、歌は臣下の道でもあり、

政そのものであるという考えにも繋がる。

では、常縁は正徹の歌の何に「乱世の声」を聞き取ったのか。先ず、左の記事を参考としたい。

詩ニモ此事アリ。詩序可見治乱ノ声トハ、凡、古今・後撰ナトハ誠ニ聖代ノ風ナレハ、是を治世ノコエト云ヘシ。南帝ノ時分、撰集ナトハ始末ノ哥、述懐ノ心アリト云ヘリ。此等ヲ乱世の音トサスヘキ歟。大方ハ勅撰ノ内ニモ異風ノ集ヲ以テ、乱世ノ声トサスヘシ。其故ハ、詩ノ序ニ至テ王道衰礼義廢政教失シテ國異レ政家殊レ俗変風変雅ト作矣トアリ。

〔愚問賢註聞書〕

右では「乱世の声」とは「述懐」、自身の思いを述べる歌と記されている。それならば、常縁も正徹の和歌に述懐の心を見て取り、それに対して憤りを感じたとも考えられる。正徹のどのような思いを読み取ったのか。それは、「舟」の詠じ方に問題があるのではなかったか。

正徹詠の初句に見られる「主しらぬ」の句と「舟」とを組み合わせた用例は国歌大観では正徹のみにしか見られない。そこに「人なくて」という語を重ね、さらに舟には「糞」と「棹」しか残っておらず、全く人を排除した特異な詠じ方と言える。⁽⁹⁾ この語の組み合わせが、常縁にとつてある歌語を想起させたと考える。それは「虚舟」を意味する「むなしき舟」という歌語である。

「むなしき舟」という歌語は『後拾遺集』で後三条院が詠じた歌に見られるのが初出である。讓位した後三条院が自身を「むなしき舟」に例えて詠じたものであり、『栄花物語』においてもその場面が描かれている。

延久五年三月に住吉にまゐらせたまひてかへさによませたまひけ

る

後三条院御製

一〇六二 すみよしのかみはあはれとおもふらんむなしきふねをさしてきたれば
〔後拾遺集〕⁽¹⁰⁾

この後三条院詠を先例として、後に院が自身を指して「むなしき舟」とする用例が以下に見られる。

後西園寺入道前太政大臣なくなりてのち、北山家に御幸ありて、題をさぐりて人人歌よみ侍りけるに、山家水を 後伏見院御歌

二〇二七 山ざとのなきかけしたふ池水にむなしき舟ぞさしてものうき
〔風雅和歌集〕 卷第十七、雑歌下

嘉元百首歌めされける時

後宇多院御製

二〇一〇 漕出でしむなしき舟のよるべなみあるにまかせて世を渡るかな
〔新千載集〕 卷第十八、雑歌下

題しらす

花園院御製

二〇一一 今はわれむなしき舟のつながれぬ心にする一こともなし
このように、「むなしき舟」が院を指すものとして定着し、そのことが歌学書においても言及される。

住吉の神もあはれと思ふらむむなしきふねをさしてきたれば

是は後三條の院の御住吉詣によませ給ひける歌なり。むなしき舟とはおりの帝を申すなり。その心は位にておはします程は船に物を多くつめれば海をわたるにおそりのあるなり。その荷を取りおろしつれば、風吹き浪高けれども、おそりのなきにたとふるなり。又般若の舟と云へる事あり。その心は般若はよろづをむなしと説くなり。般若の舟に乗りて苦

海を渡れば神仏のよろこばせ給へば、住吉の明神もあはれとおほしめす
らむとよませ給へるなり。
〔俊頼髓脳〕

しかし、元永元年（一一一八）から大治二年（一一二七）ころの成立とされる『和歌童蒙抄』¹²には、後三条院が「むなしき舟」を詠じた後に崩御されたことから、凶事を招く歌語との見方もあったことが窺える。

住吉の神も嬉しと思ふらんむなしき舟をさして来たれば

後拾遺十八にあり。後三條院御製なり。延久五年三月に住吉に参らせおはしまして詠じ給へり。程もなくかくれおはしましてにければ、世の人申けるは、定位の重載を令脱すれば、太上天皇をば空しき舟と申事なれど、やまと言葉に空しき船とよませ給へるが、ことさまよからぬによりてなりとぞ。舟をば大人にたとへて、頭陀寺碑、虚舟易、遠といへるは、まがく敷事也。されば空しき舟と云事、応宜しからぬ成べし。

この説話の影響もあつてか、院以外は「むなしき舟」を詠じないようにと、斟酌を加える文言も歌合判詞に見られる。

三番 左持

公時卿

二六九 君がへむやほ万代のたのしびのなかばにだにもならぬはるけさ

右 法眼実快

二七〇 よろづ代に四方のうら吹く風もあでむなしき舟ぞしづかなるべき

左、たのしびといへるいたくたしかにや、右虚舟の事、後三条院の住吉の後いとよまずや侍りてん、仍難定勝負

〔石清水若宮歌合正治二年〕題、祝、源通親判

このような斟酌が加えられた一方で、臣下が「むなしき舟」を詠じる場合があつた。それは哀傷の歌においてである。

さぬきにまうでて、まつやまのつと申す所に、院おはしましけん
御あとたづねけれどかたもなかりければ

一三五三 まつ山のなみにながれてこしふねのやがてむなく成りにけるかな
〔山家集〕下、西行

法皇隠岐國にて崩御夢とのみ承るのち程へて、守護左衛門尉泰清がもとより、年来あひたてまつりし御所は目の前の煙と成りはてて、露の命とまりがたく侍りし人人をさそひぐして都へおくりたてまつりし心のうち、心なき海士の袖まで朽ちぬべくみえ侍りしよし、くはしく申送りて侍りし返事の次に、あまた書付け侍りし中に

三〇九 たちのぼる煙と成りし別路にゆくもとまるもさぞまよひけん

三一〇 なれなれておきつ島もりいかばかり君もなぎさに袖ぬらすらん

三一一 世中になきをおくりし御幸こそかへるもつらき都なりけれ

三一二 此世には数ならぬ身のことの葉をいさめし道も又絶えにけり

返し 泰清

三二三 たちのぼる煙のちのわかれちを見しはまよひの夢かうつつか

三二四 世中になきながらかへる御幸にはあらぬ衣の袖もはつれき

三二五 島守もむなしき舟のうかびいでてのこるなぎさのすむかひぞなき

三二六 わかのうらの道の心をおほせけん君のみ跡はさぞしのぶべき

〔隆裕集〕

前者では崇徳院¹³、後者では後鳥羽院が逝去したことを、「むなしき舟」によそえて詠じたものである。このように、院の薨去に際した哀傷歌で、臣下が「むなしき舟」を詠み込んだ例は、時代が下って近世初期にも見られる。

世を海とさしてゆくともせめてなとむなしき船のよるへしらせぬ

〔扶桑拾葉集〕¹⁴ 卷二十八、「後陽成天皇をいたみ奉る辞」、水無瀬氏成

後陽成院崩御をいたみたてまつることば

一九五三 我がなみだ袖のみなとなりなむむなしき舟もまたやうかぶ

と 〔萃白集〕卷第八、木下長嘯子

いずれも「むなしき舟」は後陽成院を指している。

以上から、院の薨去に際しての哀傷においてのみ、臣下が「むなしき舟」

を詠じることが許されたと言える。そもそも天皇を「舟」と喩えることは

『芸文類聚』に見え、この影響がすでに『古今集』伊勢の歌に見える。

七条のきさきうせたまひにけるのちによみける 伊勢

一〇〇六 おきつなみ あれのみまさる 宮のうちは としへてすみし

いせのあまも 舟ながしたる 心地して よらむ方なく かなしきに 涙

の色の くれなるは 我らがなかの 時雨にて 秋のみみちと 人人は

おのがちりぢり わかれなば たのむかけなく なりはてて とまる物と

は 花すすき きみなき庭に むれたちて そらをまねかば はつかりの

なき渡りつつ よそにこそ見ぬ 〔古今集〕卷第十九、雑体

右は、后にたとえたものだが、舟が君の喩えでもあることは、堯孝講釈、堯

恵聞書の『古今集延五記』にも指摘されている。

一舟なかしたる

是ハ以前モ尺セリ破損シ舟ノ事也后ノ崩御ハ君ハ舟ナレハ其無常

ノ心ヲヨメリ

〔古今集延五記〕¹⁵

近世の歌学書となるが、伊勢の歌を踏まえ海士が舟を流した景を詠じること
を斟酌する旨の記事が見える。

七四三 一 あまの舟なかしたると云事、古今之長歌に出たるか始也。

是、哀傷のたとへに出たるにより、めてたき所にては用捨したるかよき

也。 〔清水宗川聞書〕¹⁶

また、三条西家流の歌学書では、

二三七 一 旅泊ノ題二名所ヲヨマハ、ヨミナラハシタルトマリヲヨム

ヘシ。不然ハ、イツクニテモ所ヲサ、ズシテ、只、舟ヲトメタル体ヲヨ

ムナリ。不定体ノ舟ナトハ、不可読也。旅泊不定ト云題ナトアラバ異風

ナリ。是ハタトヘ也。又云、舟トモ無シテウキネト計ヨム事不好儀也。

〔和歌秘決〕

として、伊勢の「あまの舟ながしたる」という句を踏まえて、それを連想さ

せる結題にまで斟酌が加えられていると思われる。そして、注目したいのが

それを以て、「異風」としている点である。「清水宗川聞書」の「めでたき所

にては」とはお祝いの場または、公の場を指すと考えられる。このような場

では、君が亡くなった際に詠じられた和歌を想起させてはいけない、という

ことになる。君の死を悼む場以外で詠じることが、それは政に対するの自身

の不満を述べると捉えられたのではないか。「乱世の声」とは、政の助けと

なる和歌を詠じるのではなく、治天の君の廃嫡を願うとも捉えかねない歌を

指すとすれば、正徹の詠も、舟に蓑と棹のみが残されたところから、「むな

しき舟」を想起させるとともに伊勢の「あまの舟ながしたる」句も連想され、

常縁の非難に繋がったのではないだろうか。そしてそのような内容の歌を、

〔和歌秘決〕では「異風」とするのである。

また、「むなしき」とは、例えば近世の歌学書でも、

六五 一 東宮、春のみや。中宮、秋のみや。院、むなしきふねといふ。

むなしきふねは虚舟とかく。政を御すてあそはして、院に御うつり遊すを、むなしき舟にたとへたり。莊子古事也。大将をも三笠山といふ。中少将をも三笠山といふ。三笠山といへは近衛の事成るへし。むなしき山はさひしき心也。むなしきと言詞、心三有。かひのない事、人のしする事、むなしき空なといふ有。何も無い事也。味知るへし。

〔高松重季聞書〕⁽¹⁸⁾

として、「人のしする事」という意味が指摘されるように、死を意味し、これに、君の象徴である「舟」が組み合わさった「むなしき舟」は、君の死を喩えた表現となり、哀傷でのみ詠じられたこととなったのである。それは、先に掲出した『和歌童蒙抄』にみえる「むなしき舟」をめぐる説話からも言えることである。

つまり、「むなしき舟」という歌語は、君を指す比喻としての意味を持つが、一方でそれを詠じることによって君が薨去されることを惹き起こす語として、存在していたと考える。このように、院にのみ許された歌語であること、哀傷にのみ詠じられたことを考えると、「むなしき舟」という歌語を哀傷以外の状況で臣下が詠じることは、君の死をも願う行為に捉えかねられない、ということになる。この点において、虚舟、「むなしき舟」を彷彿とさせる正徹の和歌は、「乱世の声」を示した歌として捉えられたのだと考える。

正徹を「異風」と捉えるような記事は、『東野州聞書』に限らず、同じく二条派である三条西実枝述、飛鳥井雅敦聞書の『三条大納言殿聞書』にも見える。

101、榮雅時代に、源義忠朝臣一色殿屏風をしたたられて、十二月の絵を屏風四月ノ所にをされたる也。早苗書たる所、榮雅哥に

／うらわかみなびく早苗にはる／と音なき風の見えてすゞしき

絵なれば「音なき風」、殊勝と沙汰有し也。又、桐のは少々散たる

所の絵、正徹哥に

／ちらせ猶みぬもろこしの鳥もねず桐のは分る秋のみかづき風風の心也

「ちらせ猶」と申所、其時世上に褒貶有しと也。其心は義忠は桐の

御紋を着し給へば、「ちらせ猶」といへる事、時節景氣如何と云々。

尤之事也。

〔三条大納言殿聞書〕⁽¹⁹⁾

源義忠とあるが、実際は畠山賢良が主催した、当時を代表する五山の僧と公家とによって詠じられた月次の障子絵詩歌である。⁽²⁰⁾そこで、正徹は、「落梧新月」という題を得て詠じたものであるが、この記事に見えるように、主催者の紋である「桐」を散らせ、とすること、また、世が治まっている時に現れるとする風風が、居ないものとして詠じていることから、治世に対する批判と解釈されたと考えられる。⁽²¹⁾

よって、ここでも正徹はいわば「乱世の声」の歌を詠んだとされており、政治に対する批判の和歌を詠じたという点に、正徹が「異風」とされる原因の一端を求めることができると思われる。

第二章 正徹詠への瀟湘八景詩の影響

では、実際に正徹の和歌は、政治批判の歌であったのか。当該歌を検討することによって、正徹の和歌が実際にどのような作意でもって詠じられ、それが当時において全く例を見ないものであったのかどうかを探ってみる。

みたい。

〔玉葉集〕、旅

『東野州問書』に引用された和歌は、実際に正徹の家集である『草根集』に見える。『草根集』は類題集形式のものと、日次形式のものが現存する。成立年との関わりから、以下に後者を引用する。

九日、刑部(7)太輔(7)の家の名月の月次に

江舟

五九九九 ぬししらぬ入江の夕人なくて蓑とさほと舟にのこれる

〔草根集(22)、巻七〕

なお、巻七は、日次形式の詠草であり、当該歌は宝徳元年（一四四九）十月九日、正徹六十九歳の時の詠であることが判明する。

常縁は一体いかなるところに違和感があったのか。可能性の一つとして考えられるのが、「蓑」と「さほ」とが詠じられていることである。国歌大観の検索では、両者が詠み込まれた和歌は、正徹以前には例がない。また、その後の用例も見いだせない。さらに、「棹」と「舟」とが詠み込まれた例はあるが、「蓑」と「舟」とが詠み込まれた例も正徹が初出である。では、どこからこの発想を正徹は生み出したか。まず、「蓑」であるが、『歌ことば歌枕大辞典(23)』によれば「雨や雪を防ぐために肩からかけるもの。茅や菅などを編んで作ることが多い。「笠」とともに雨具。」とあり、雨具であることが分かる。歌には、当然、人の着ている姿が詠み込まれる。

一九 たび人は蓑打はらふ夕ぐれの雨にやどかる笠縫の里

〔十六夜日記〕、阿仏尼

また、『玉葉集』、為子の詠も

一一〇二 雨の足も横さまになる夕風に蓑ふかせゆく野辺の旅人

とあり、先例に倣った詠となっている。他の全ての例を検討したが、正徹のように人が着ていない「蓑」、また「舟」との取り合わせは全く見られない。更に正徹の歌で特徴的なのは、「雨」を伴っていないことである。通常、「蓑」が詠出されるのは、雨風を防ぐものとしてであり、当然雨とともに詠み込まなければならない。しかし、当該歌ではそれも詠み込まれていない。先に挙げた例のように、通常の和歌では「蓑」は旅人が着るものであり、更に厳密に言うとう水路ではなく陸路の旅人に対しての詠となっている。では、正徹は何からこの発想を得たか。これは瀟湘八景詩の影響があると考ええる。

瀟湘八景とは、洞庭湖とそこへ至る湘江と瀟水の二つの川とが為す、一帯の風景を指し、瀟湘夜雨・洞庭秋月・煙寺晚鐘・遠浦帰帆・山市晴嵐・漁村夕照・江天暮雪・平沙落雁の八つの景の詩を詠じるものであり、中国においては宋の米芾の「瀟湘八景図詩有序」（元豊三年（一〇八〇）成立）が最も早い例とされている。⁽²⁴⁾

十三世紀後半に日本に移入された瀟湘八景詩は、室町時代に至って隆盛を極める。漢詩のみで詠じられるだけでなく、和歌でも同じ題で詠じられ、冷泉が相がその最初とされている。⁽²⁵⁾ 正徹も、『畠山匠作亭詩歌』成立の翌年、宝徳三年（一四五二）七月に禅僧、景南英文の勧進で、一条兼良・飛鳥井雅親・畠山義忠・冷泉持為・細川持賢・堯孝・正広などとともに出詠している。『畠山匠作亭詩歌』同様に、漢詩と和歌を番えたものである。ただ、残念なことに、漢詩文は現存していない。

では、八景詩が、当該歌と直接に関わるかどうかということであるが、『江舟』という題は、八景詩題に見出すことはできない。ここで、本当に八

景詩の影響のもとに当該歌が詠じられたのが問題となってくる。しかし、堀川貴司氏によって、⁽²⁶⁾直接の八景詩題で詠じられていなくとも、八景詩と関わる表現または素材が含まれる場合、その影響があるとされていることから、当該歌も同様に考えられる。

では、瀟湘八景詩歌に当該歌に見られる「蓑」と「さほ」が「舟」とともに実際に詠み込まれているかを検討することによって影響があるかどうかを考えた。和歌においては、

漁村夕照

夕つくひさしつる棹の入なみにいさりのふねは里によりつ、 後小松院

(待需抄⁽²⁷⁾)

の「棹」と「ふね」とが詠み込まれている例しか見出せない。しかし、一条兼良・宋雅・雅世などが出詠し、成立の下限が一四二八年ころとされている「瀟湘八景詩軸」には、⁽²⁸⁾

漁村照晩

葉落孤村斜照多 鳴榔漁笛在烟波 半晴半霎自翻覆 明日江頭雨一蓑

雪巢激听「東岳」

江天暮雪

津樹將沈暮色残 朔風吹雪暗江干 漁翁好典蓑衣醉 不耐篷牕今夜寒

蟬閣龍惺「瑞巖」

と見え、「蓑」が詠み込まれていることが確認できる。さらに、右の漢詩によつて、当該歌では「ぬししらぬ」と詠じられているのみで、「ぬし」とは、どういった人物か不明であるが、瀟湘八景詩の影響を考えると、二重線を付した「漁翁」、つまり海士がその「ぬし」と考えられるのではないか。また、

「ぬししらぬ」は、『古今集』素性法師詠に見られる、

ふぢばかま

二四一 ぬししらぬかこそにほへれ秋ののたがぬぎかけしふぢばかまぞも

にあるように、伝統的歌語である。この句は、主の不在に對して、そこに残されたものへの哀惜の念を感じるとともに、主への興味が含まれていると考えられる。当該歌でも、その素材の組み合わせこそ、先例に見られないが、「ぬししらぬ」という伝統的歌語を踏まえ、持ち主である「漁翁」に思いを馳せている。漢詩を撰取しながらも、和歌の伝統を踏まえている点において、「ぬししらぬ」という初句は、当該歌の一つの眼目と言えよう。

さて、後の用例となるが、後水尾院ころの成立とされる『翰林五鳳集』にまともって瀟湘八景詩が収められており、「蓑」「棹」「舟」が詠じられている例が見出せる。以下に抄出する。

低々漁屋近滄浪。又棹扁舟婦去忙。

網未乾先休弄笛。一声吹落幾斜陽。 夕照 驢雪(鷹瀬)

箬笠蓑衣兼洒然。衝寒婦去暮江辺。

南人元是不知雪。認作楊花鋪白甍。 江天暮雪

江風吹雪々吹沙。蓑笠何堪婦路除。

薄暮沈々浦暗。茆檐白処露人家。 江天暮雪 村庵(希世靈彦)

水繞江村半侵沙。寒吹雪易西斜。

漁翁罷釣將婦去。蓑袂白於蘆荻花。 江天暮雪 蘭坡(景芭)

江天欲暮雪霏々。罷釣誰舟傍釣磯。

鳥不飛人不見。遠村只有一蓑歸。 又(江天暮雪) 天隱(龍澤)

雪満江山人寂々。鎮崖寒瀑凍無声。

漁翁罷釣埽蓑重。家犬庭前擺尾迎。 又（江天暮雪） 古先印元

風雪暮天蓑笠翁。側心捨棹入山中。

無由燃竹宿岩下。失却湘江綠一叢。 又（江天暮雪） 宜竹

瀟水湘山天有涯。朔風吹雪到昏鴉。

扁舟不繫人何處。披得一蓑過酒家。 又（江天暮雪） 横川（景三）

滿天飛雪暮江幽。罷釣無人浦々舟。

白盡寒漁蓑勃窣。却疑至鷺倚蘆洲。 又（江天暮雪） 仁如（集堯）

これらの詩に見える「瀟雪鷹瀟」(? ? ? 一五五八)・希世靈彦(一四〇三)一四

八八)・蘭坡景莖(? ? 一五〇二)・天隱龍澤(一四二三)一五〇〇)・横川

景三(一四二九)一四九三)・仁如集堯(一四八三)一五七四)は、朝倉尚

氏³¹⁾によって定義された「瀟湘八景詩の爛熟・衰退」期にあたる。朝倉氏はこ

の時期の詩に対して「瀟湘八景詩は数量面より見る時、爛熟期であると言う

ことができる。が、質の面より見る時、類型化は一層顕著になり、衰退期を

迎えつ、あると言えよう。」とされている。このことから考えると、類型化

された八景詩に見える「蓑」「棹」「舟」といった素材とは、それだけで八景

詩の世界を創出することのできる、欠かすことの出来ない素材だったので

ないか。その素材が表すものは何か。それは漢詩に付した波線部に見えるよ

うに、「漁翁」、すなわち、海士を表現するために詠み込まれたものと考え

では、何故、八景和歌において、これらの素材が詠じられていなかったか。

それは、先にも検討したように、先例がなかったためと考えられる。伝統的

和歌世界では「蓑」は旅人の着用するものであり、「棹」は渡し守と共に詠

じられていた。つまり、「蓑」と「棹」を詠じることで海士が受け手には

想起されにくかったと考えられる。

正徹は、あえて伝統的和歌世界の素材のイメージを切り捨て、八景詩の世

界を形作る素材のイメージを漢詩から摂取することで、新たな趣向を獲得し

ようとしたのではないか。

以上、当該歌に見られる、先例にはない素材の組み合わせが、瀟湘八景詩

からの摂取であることを指摘した。では、これによって、常縁が「まん32)のけ

しきあり」としたように、正徹はそれまでになく和歌を詠出できたとして自

慢気であったのか。ここで、再び疑問となるのが、当該歌の「江舟」題で、

何故瀟湘八景の世界を踏まえようとしたのか、ということである。これを検

討することによって、正徹が八景詩の世界の素材を直接摂取したことの意図

が探れるのではないか。

「江舟」の題であるが、その用例は少なく、国歌大観の検索によれば、正

徹以前の例は以下の一例のみである。

七七六 みつしほのたよりをまちてなにはえのあしまつたひにふねかよ

ふなり 〔新和歌集〕、照因法師

それでは、正徹以後の用例はどうかというと、これも多いとは言えない。

九二五八 くるる江の蘆間の舟ふる雨におほへるとまの下の心よ

九二五九 和歌の浦の洲にゐし舟のうごく世も有りける浪の江をば出ねど

九二六〇 人の世は根をはなれたる草か江につながぬ舟の岸による波

九二六二 水たゆる古江の杉のまる木舟いつうかびてか草に朽つらん

〔草根集〕

一四四一 人わたす昔はいつぞ草か江にわたる舟の残る夕浪

二四六四 はかなしな誰も此世は春の夢あし分を舟浅きえにして

〔松下集〕、正広

一九〇三 江を浅みつなくともなしみだれ蘆の花のやどりの海士のつり舟

〔春夢草〕、肖柏

また、「江舟」題ではないが、類似の題の例として以下に「江上舟」も掲

出す。

九二六三 塩やくやもかりを舟のつなで引く入江の里のくるるけぶり

九二六四 興つ風入江のひがた塩みちてすにゐしを舟又ぞたゆたふ

九二六五 夕ま暮人なき舟の蓑笠にむら雨かかる入江かなしき

〔草根集〕

以上から、「江舟」という題がほとんど見られないことが窺える。また、

『新和歌集』の流布の状況から、正徹が照因法師詠を参考にしたとは考えにくい。正徹は先例がないことから、「江舟」から連想される八景詩の世界を、和歌の題に流用したのではないだろうか。しかし、以下の和歌を検討することによって、正徹が安易に八景詩を踏まえたのではないことが窺える。

九二六〇 人の世は根をはなれたる草か江にづながぬ舟の岸による波

〔草根集〕

右の歌は、日次形式の私家集大成によれば、いわゆる詠歌年代不記の巻に見えるものである。稲田氏の研究により、これらの巻四、五、六は、他の巻との重出歌との一致により、その年次がある程度特定できることが指摘され、その年次は永享年間（一四二九〜一四四一）に限られるという事が判明する。当該歌は巻七に見えることから、宝徳元年（一四四九）の詠であり、九二六〇番が先行する可能性がある。では、九二六〇番の詠であるが、当該歌同様、八景詩を踏まえて詠じられていると言えるだろうか。

実はこれは、『和漢朗詠集』無常の項目の巻頭歌、の漢詩の翻案であることが分かる。以下に引用する。

七八九 身を観ずれば岸の額に根を離れたる草 命を論ずれば江の頭に繫

がざる舟 羅維

〔和漢朗詠集〕

なお、和泉式部がこの詩の一字ずつを頭に据えて四十三首を詠じていることや、『三宝絵』や謡曲『大原御幸』などにも引用されていることから、人口に膾炙していたことが窺える。

正徹は四九七四番では、「江舟」という題から羅維の漢詩を連想し、題の本意を無常としたと言えるのではないだろうか。正徹がこの本意に基づいて詠じた例は九二六二番にも見える。また、この題の本意は後にも踏まえられ、先に挙げた正広の詠二首からも無常の本意が指摘できる。さらに、『和漢朗詠集』の翻案は、三条西実隆の家集である『雪玉集』の「船」題に、四三四八 彼岸にかくる心のみちなくはづながぬ舟の身をやわすれんとして見えることから、少なくとも正徹の詠は「異風」の詠みぶりとは言えないと考えられる。

つまり、正徹が「江舟」題を詠じる上で、すぐさま八景詩の流用に至ったのではなく、漢詩の翻案による本意の獲得を行っていたことが窺え、試行錯誤していたと言えよう。

以上、検討したように、正徹は、「江舟」題の本意が定まっていな中で、八景詩の世界を詠じていたことが指摘できた。

それでは、何故、正徹は「江舟」題で無常の本意を詠じた歌よりも、当該歌において満足がいったのであろうか。同じく、「江舟」題または類似する「江上舟」題で、八景詩を踏まえていると考えられる和歌を検討することに

よって、その意図を探りたい。

九二五八 江舟 くるる江の蘆間の舟ふる雨におほへるとまの下の心よ

九二六五 江上舟 夕ま暮人なき舟の蓑笠にむら雨かかる入江かなしき

〔草根集〕

右に挙げた二首は、詠歌年が判明する巻に見られる。以下に、右二首に対応する日次形式の『草根集』に見える詞書部分のみを引用する。³⁶九二五八番は巻三に見え、文安四年（一四四七）「卯月八日、兵部少輔の家の月次に」、九二六五番は巻十四、長祿二年（一四五八）「同日（六月二十三日）、草庵の住吉法楽の歌合に」として見える。九二五八番は当該歌に先行し、九二六五番は後の詠であることが分かる。

九二五八番・九二六五番は、傍線を付した箇所に見られるように、入江の舟に雨が降りかかる情景が詠じられている。特に九二五八番は、

瀟湘夜雨

もりとまる夜舟の苦のふきのこし又よこ雨に今やなるらん 為尹

舟よする波に声なき夜の雨を苦よりくゝる半にそしる 為相卿

〔待需抄〕

と八景和歌、瀟湘夜雨の先行例に見られる「苦」も詠じられ、和歌の世界に做ったものと考えられる。ここまでで、正徹が瀟湘夜雨を踏まえて「江舟」題を詠じたことが理解できる。

さて、朝倉氏は、この瀟湘夜雨が詠じられる基本の景は、瀟湘と夜雨であること、孤客、旅客が詠出されることを指摘されている。瀟湘とは江の風景であり、当該歌の「江」という題に即しているのだが、夜雨という点においては、直接踏まえているとは言い難い。近似した景である九二五八番におい

ても、「くるる江の」として夕景を詠じている。また、孤客、旅客が詠じられるという点においては、九二五八番でははっきり指摘できないが、八景和歌の表現に即した形で詠じられ、瀟湘夜雨の景の枠内と考えられる。しかし、一方で、九二六五番では漢詩において海士を表す「蓑」「笠」が詠じられ、瀟湘夜雨の景から乖離している。

「江舟」題を検討した際に、当該歌に先行する九二五八番が、瀟湘夜雨の和歌世界に做ったものとしたが、夜雨という点に相違すると指摘した。では、この夕景の発想だが、正徹が独自に詠じたのではなく、同じく八景詩を踏まえたものと考えられる。

「江舟」題から連想される八景詩の題に、江天暮雪が挙げられる。題は「江」のみしか一致しないが、当該歌も含め、先の二首に詠じられている夕景が「暮」に一致すると考えられる。さらに、朝倉氏によって、漁舟、漁翁が詠じられることが多いことが指摘されており、当該歌と九二六五番に一致する。しかし、江天暮雪に欠かすことのできない雪が詠み込まれていないなど、必ずしも江天暮雪を踏まえているとは言い難い。

これは何故か。実はこの点にこそ、『東野州聞書』において「まんのけしきあり」とされた、正徹が当該歌に自慢気であった理由が隠されているのではないか。つまり、九二五八番においては八景和歌の世界を踏まえ、「江舟」を詠じようとしながらも、その世界に限定することなく、あえて夜とせず夕を詠じたと考えられる。そして、当該歌に至っては、八景和歌を踏まえ、直接、漢詩を踏まえ、さらに、「江舟」題の本意を満たすため、あえて八景詩の重要な要素をはずして詠じたのではないか。これは、後の詠となる九二六五番においても踏まえられていると考えられ、瀟湘夜雨も江天暮雪

もどちらも踏まえているようでありながら、いずれでもない世界を詠出している。

正徹は、当該歌では、直接漢詩を撰取しながらも、その世界に従属することのない境地を詠じたのではないか。

朝倉氏によれば、正徹の時代は、八景詩の隆盛期であるとともに、衰退萌芽とも位置づけられている。実際、その時期の八景詩にはそれぞれの固定化された景物が見られ、朝倉氏も八景詩の例を挙げてそれらを指摘されている。³⁸瀟湘八景詩歌は、絵画とともに撰取され、それらが和歌を固定するものであった。つまり、漢詩のみでなく、和歌においても類型化が見られたと考えられるだろう。実際、正徹以前の作例は、どの題にも共通の素材が詠み込まれ、それによって瀟湘八景の世界を創出していった。しかし、正徹はその類型を打破するために、あえて八景和歌の先例に拠らず、また、八景詩の世界を利用しながらも、それに固定されない、新たな趣向を詠じようとしたのではないか。³⁹

正徹は当該歌において、「ぬししらぬ」とした伝統的和歌の表現を踏まえ、そこに「漁翁」を彷彿とさせる漢詩から撰取した素材を配し、絵画とともに撰取され定型化された瀟湘八景の世界から脱却したことに、満足がいったと言えよう。

第三章 正徹詠の後代への影響について

正徹の方法は、その後全く受け継がれず、また、全くの特異な方法であったか。以下に掲出した例は、江天暮雪を踏まえたと考えられる、「舟中雪」

題で詠じられたものである。

舟中雪

- 六〇一八 山もとの嵐の雪の下もみぢ浪によりくるあけのそほ舟
六〇一九 あるる日の湊入りくる友舟はかず限なき雪のとまぶき
六〇二〇 ふりかかると雪の白かみ舟のうちに山を尋ねしから人やこれ
六〇二一 朝日さすまほに鏡をかけ出でぬ松浦の興の雪の友舟

〔草根集〕

- 百九十番 舟中雪 左持 春宮権大夫

- 一七 こぐふねのとまのうはぶさうづもれて雪にとわたるむしあけのせと

春宮大夫

- 一八 ふる雪をかたく袖のみなとぶね夜のまにとまのひまやもりけん

〔南朝三百番歌合 建徳二年（一三七二）〕

- 五八二 こぎ出づるおきつ舟人けふは又空にのみふる雪やみるらん

〔師兼千首〕

- 三二四〇 さしかへるかいの雫も白たへの袖さむげなる雪のつりぶね

〔雪玉集〕、三条西実隆

- 九七三 鳥山はつもるも見えずかきくれて友船しろき雪のうなばら

〔鈴屋集〕、本居宣長

正徹に先行する例として、『南朝三百番歌合』と『師兼千首』が挙げられる。いずれも南朝に成立したものである。両詠は八景詩の世界に即して詠じられ、『南朝三百番歌合』においては、江天暮雪を踏まえつつ、瀟湘夜雨をも踏まえたものとなっている。また、三条西実隆の詠に見える「白たへの袖さむげなる」と寒さを強調する表現は、以下の傍線部に通じる。

水繞江村半侵沙 寒□吹雪易西斜

漁翁罷釣將婦去 蓑袂白於蘆荻花 江天暮雪 蘭坡（景芭）

〔翰林五鳳集〕卷題五十二

傳統的歌語にそぐわない「蓑」を「袖」に転換させつつ、八景詩に見える表現を踏まえている。

舟に關して斟酌した二条派であるが、以上の例からすると、正徹同様に瀟湘八景詩の世界を、和歌の題に合わせて自由に取り入れていたことが、移入して間もない南朝時期に見られたこと、また実隆詠においては、漢詩の表現を踏まえての詠が見られること分かった。そのほか、正徹以前の用例がなく、同じく八景詩の世界で詠じている例が以下のように見られる。

旅船聞浪

九九八四 あらき浪舟のとまうつしづくさへ蓑を衣のさぬるまもなし

〔草根集〕

四三九六 稀にみる夢もくだけできき馴るる波を旅ねの床の浦風

四三九七 さらに聞く岩波高し漕ぎくれて舟や泊のいそちかくなる

〔芳雲集〕、武者小路実陰

旅泊舟

一〇二一七 みなと風おろすいかりやかるからむ枕の浪に舟ぞたゆたふ

一〇二一八 室の戸や数かぎりなく入る舟に夕なみきかぬいその松かぜ

一〇二一九 大船のつかふはし舟いとまなみみなどの里にいくかへりせん

〔草根集〕

四四二四 友舟のこぎわかれても同じ江によるの泊りと思はましかば

〔新明題集〕、中院通茂

兩題とも、瀟湘夜雨に基づき旅客を詠じている。「旅船聞浪」題では、雨とはせず、浪に濡れる旅人の悲哀を詠じている。実陰の詠は、正徹が八景詩を彷彿とさせる素材を詠じているのに対し、それらを詠じずに旅客の気持ちに成り代わっている。また、「旅泊舟」題では、通茂詠は題に「夜」と見えなくとも「江」、「舟」、「夜」と詠じることによって、八景詩を踏まえていることを窺わせる歌となっている。

このように、正徹の詠じ方は何も特異な例ではなく、当該歌の作意に通じる用例が以上で確認できた。つまり、正徹の詠じ方は「異風」ではなく、一つの方法であったと言える。

常縁によって、政に対する批判を述べたとされた当該歌であるが、その原因は、君の象徴である「舟」の詠じ方であること、さらに臣下では哀傷の時のみ用いられた「むなしき舟」を彷彿とさせる歌であったことを検討した。実際に、「舟」の語は、常縁の家集では、所収数四〇二首中、四例のみで約一パーセントしか見られない。また、宗祇の家集でも所収数三〇二首中、三例のみとなることから、これも約一パーセントしか占めていない。それに対し、正徹の家集の所収数一〇六四三首中、四八三例で約四パーセントを占め、両者に比べればその割合がわずかであるが多いことが分かる。常縁が和歌を詠じる際、「舟」に対して斟酌していたことが窺えるのではないか。

しかし、本当に後代では、当該歌のような例は見いだせないか。ここで、興味深い例を挙げる。

江月冷 廿四日（着到百首のうち）

一四七 待ちわびてむなしき舟を守る江の月もかなしきつまと成りつつ

〔通勝集〕、中院通勝

右の歌は、着到百首のうちの一首であるが、ここに、「むなしき舟」という語が見出せる。一章で検討したように、通勝と同時代である藤原氏成と木下長嘯子が、後陽成院への哀傷歌で詠じた例が見られる。「むなしき舟」が特に斟酌すべき歌語として定着していたことから、「異風」な詠じ方と言えるのではないか。つまり、一步間違うと、正徹の和歌同様に、政に対する批判の歌とも捉えられかねないような歌と考えられる。

何故、通勝はこのような和歌を詠じたのか。「江月冷」題の検討に及び、通勝の作意がどのようなものであったのかを考えたい。「江月冷」題で詠じられた例は以下の通りである。

五八二 浪かぜのおとすさまじき秋の夜もこほるとみえてすみのえの月

〔沙玉集Ⅱ〕、後崇光院

一六四 風ふかぬまのの小花に露見えて袖に入江の月ぞさむけき

〔雅世集〕、飛鳥井雅世

四一一二 白露の玉江の浪も秋かけて蘆のいとなくこほる月かな

四一一三 影うすきさびえの月の有明に霜ふく蘆の末の秋かぜ

四一一四 有明のかげもほそ江の秋ふけて氷にならぶあまのすて舟

四一一五 秋ふかきほそ江の月のまゆの霜水のかがみにふりてさむけき

四一一六 おく霜の花もみくりも秋風にみだれてさゆるみしま江の月

四一一七 いづくにかむれぬし鳥はいなさ江の月かけほそき水の秋かぜ

四一一八 あぢむらの立ちゐるすさのいり江なみ音冷じき秋の月かけ

四一一九 秋ふけぬ暁月もながれ江にかたぶく蘆の霜のしたかぜ

〔草根集〕

九〇八 浪かぜの外にもかけぞ冷じきふか江の月の水草がくれは

〔柏玉集〕、後柏原院

三四九八 秋ふかみ堀江の月にぬるかものはらふにきえぬ霜や寒けき

〔雪玉集〕、三条西実隆

七三二 秋ふかみうら風さえて住の江や影すさまじき波の上の月

七三三 秋はいさ真砂の霜を吹く風に波のこほりのすみのえの月

〔後十輪院内府集〕、中院通村

二二二一 更けぬるか玉江の蘆の夜はの月みがきましたる影ぞ身にしむ

〔新明題和歌集〕、方長

四九八 鳩どりの入江の底に通はずは秋も氷に水の月かけ

〔広沢輯藻〕、望月長孝

いずれも秋の部に属し、月の清冽な美しさを、題にある「冷」を詠み込んで「すさまじ」としたり、氷に例えて詠じる例が多く見られる。しかし、通勝詠はこれらのどの用例にも当てはまらない。通勝は、何を手本として詠じたのであろうか。やはり、瀟湘八景の世界を踏まえたものと考えられる。

洞庭秋月

秋にすむ水すさまじく風さえて月にひたせる沖のさ、なみ 為相卿

〔待霜抄〕

通勝に限らず、「江月冷」題が為相の八景和歌からの影響があると考えられ、これにより、右に掲出した和歌も八景和歌を踏まえていると推察される。

また、この為相の和歌は広く知れ渡っており、時代は下るが、宮川道達編・画、貞享三自序、同五年刊の「瀟湘八景詩歌鈔」⁽⁴⁾に為相の和歌とともに注が施されている。以下に、為相の洞庭秋月の注部分のみを引用する。

／＼哥ハあきらかなり。秋ハ水もすさまじきものなり。いはんや水へ月の

うつりて水天一色なる浪のうへを。さよふけかたになかめやりたるてい。
ことの外に意味ふかし。洞庭湖のていをありくとよめり。

また、八景詩の洞庭秋月においても、

同

載月冷蘆岸舟。歛空高聳碧層樓。

一機一境（註）。概。共屬楚天萬里秋。（大陽義冲）（翰林五鳳集）

とあり、「江月冷」題は瀟湘八景に基づく結題と考えられる。

しかし、八景和歌の「洞庭秋月」にも通勝のような用例は見出せない。それでは八景詩ではどうか。注目したいのが、通勝詠に見られる「かなしきつま」という歌語と、八景詩が踏まえる故事との関わりである。

瀟湘八景に見える故事については、朝倉氏、堀川氏によってすでに指摘がなされている。朝倉氏によれば、瀟湘夜雨に故事を詠む例が見られ、その多くが夜雨に関わらせる「湘妃」「斑竹」であるとされている。その故事とは梁楽安任昉著「述異記」に見え、

湘水太岸三十里許有相思宮望帝昔舜南巡而葬於蒼梧之野堯之二女娥皇女英追之不及相與慟哭淚下沾竹竹文上為之班班然

とあるように、舜の崩御に際し、二妃が流した涙が竹をぬらし、それが班紋となったことである。これは、八景詩のみならず、八景和歌にもこの故事を踏まえた用例が見出せる。

瀟湘夜雨

くれ竹をそめしなみたや残らんいそのうきねの夜半のむら雨 明魏

〔待需抄〕

耕雲の詠に見える、「くれ竹をそめしなみた」とは、「斑竹」の故事を踏まえたものと考えられる。また、「湘妃」の故事については、先に挙げた玉澗の詩と為相の和歌に注を施した『瀟湘八景詩歌鈔』の注本文以前の、瀟湘の概略について述べられた冒頭にも見られ、馴染みのある故事であったと考えられる。

傍二蒼梧野ト云野アリ。古吳舜ノ二妃娥皇女英舜ノ別ヲ悲ミ給ヒ此浦ニ身ヲ放チ玉ヒシナリ。其廟所モ今ニアリト云ヘリ。

〔瀟湘八景詩歌鈔〕

また実際に、玉澗の詩の瀟湘夜雨でも、「湘妃」の故事が踏まえられていることが、その注釈に示されている。

瀟湘夜雨

先自空江易断魂。凍雲粘雨湿黄昏。孤燈篷裏聽簫瑟。祇向竹枝添淚痕。○此詩ハコノ浦ニ娥皇女英ノ廟アルユヘニ。二妃ノ事ヲ思出テ全篇ニノヘタリ。第一ノ句ハ二妃ノ事ヲ思フニナニトナク物ガナシキ故ニ。イマタ雨ノフラヌサキヨリ。魂ヲタチヤスシトナリ。心ノイタマシキヲ云ナリ。一説ニ昔ノ舜ノ二妃ノ事ヲ思フニ。其江ノ景ハ昔ニカハラネドモ人ハ過去テ空キ江ナレハ。二女ノ舜ヲ慕テ悲ミ玉ヒシ事ナトヲ思出テ魂モキユル許モノアハレナルトナリ。（以下略）

〔瀟湘八景詩歌鈔〕

それでは通勝の詠であるが、これも「湘妃」を踏まえて詠出していると考えられる。「かなしきつま」とは、舜を待ちながらもその計報に接して入水した二妃であり、「むなしき舟」とは、崩御した舜を指すのではないか。そして、洞庭秋月の漢詩に見られる舟と月という素材を関わせて、月を「つ

ま」である二妃に、舟を夫である舜に見立てたのではないだろうか。通勝は、あえて八景和歌の瀟湘夜雨で故事を詠じるといふ定型によらず、また、八景詩を撰取しながらも、その漢詩世界に拠ることなく、「江月冷」題で新たな趣向を詠じたと考えられる。

先に検討したように、「むなしき舟」という歌語に対する斟酌があったことを考えれば、「異風」の和歌である。しかし、通勝にとっては、題の本意に則って新たな趣向を求めた、きわめて「正風」の和歌であったのではないだろうか。「むなしき舟」とは政に対する批判を暗示するために詠み込んだ歌語ではなく、故事を暗示するための歌語に過ぎなかったと考えられる。

以上、指摘した通勝の詠じ方が、どれほど正徹と隔たったものと言えるだろうか。おそらく、いずれも新たな趣向を探るための詠であったと考えられる。一歩間違えると政治批判とも捉えられかねないような、斟酌が加えられた歌語を、あえて用いることによつて、今までにない和歌を詠じようとしたのではないか。

おわりに

『東野州聞書』にみえる常縁の記事から、正徹の和歌に感じ取った「乱世の声」を検討し、「舟」が君の喩えであることも関わっていたそれが、政に対する批判を感じ取ったということが指摘できた。これは、後に「異風」とされた原因の一端とも言えよう。しかし、正徹にとつて、当該歌は瀟湘八景詩を踏まえた上で、新たな趣向を求めた結果の詠であることが分かった。さらに、同時代とそれ以降の和歌を検討し、正徹の詠が同時代において全く

特異なものではないということも指摘できた。当該歌に政治的批判性を読みとることで「異風」のイメージが助長されたが、それは正徹の意図とは無縁のものであった。

では、政に対しての批判の気持ちを以て詠じていない、正徹の詠歌する姿勢とは何であったか。

されば、為兼卿、玉葉の内にもあまたの体を撰び入て、「牛のあゆみにたつ塵の風さへあつき夏の小車」も入れり」とかたられし、如何。賢愚をわきまへざるうへ、ともに書きのするなり。後見、可_レ有_二其用捨_一歟。二条家は一体に定と招月心中思ひけり。一体なりとも正体に侍らば、如何。 (『東野州聞書』)

常縁は、政の助けとなる「正風」の一体こそが和歌であると主張する。それに即して考えると、冷泉派である正徹は「一体」とどまらない「十体」において和歌を詠じ、どの体も全てが「正風」であったということが窺えるのではないか。今後も「異風」とされる歌の内実の検討を続ける必要がある。当該歌において、正徹は「異風」の和歌を詠じてはいなかったと考える。

註

- (1) 鳥津忠夫氏「冷泉歌風のゆくへ」(『国語国文』第二二号六卷、一九五三年六月)、後「鳥津忠夫著作集、第八卷、和歌史 下」(和泉書院、二〇〇五年)
- (2) 『近世歌学集成(上)』(明治書院、一九九七年)、小高道子氏校訂、以下特に注さない限り、同書に拠った。
- (3) 『近世歌学集成(中)』、武者小路実陰述、似雲聞書、揖斐高氏・伊藤一男氏・菊地明範氏校訂。
- (4) 『歌論歌学集成 第十二卷』(三弥井書店、二〇〇三年)所収、深津睦夫氏

校注。以下、特に注さない限り同書に拠った。①②③の番号は私に施した。

(5) 『正徹の研究』(笠間書院、一九七八年)所収、「第三章社会圈・交友圈、第六節正徹と常縁」

(6) 『岩波講座、日本の音楽・アジアの音楽6表象としての音楽』(岩波書店、一九八八年)所収、「(逸脱)の唱声―中世隠者文化における音楽と歌謡」

(7) 片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』(赤尾照文堂、一九七一年―一九八七年)に一連の論考がある。

(8) 経厚述、尊鎮親王聞書『愚問賢註聞書』(宮内庁書陵部所蔵、五〇三―二一三)、句読点は私に施した。

(9) 稲田氏がすでに前掲書(注5)において、この点について言及されている。

(10) 以下、特に注さない限り、和歌の引用は全て国歌大観によるものである。また、引用部分の傍線も全て私に施した。

(11) 久曾神昇編『日本歌学大系 第一卷』(風間書房、一九五七年)、源俊頼。

(12) 久曾神昇編『日本歌学大系 別巻二』(風間書房、一九五九年)藤原範兼。

(13) 平田英夫氏『西行』(松山の波に流れてこし舟のやがてむなしくなりけるかな)、『日本文学』、二〇〇四年、五三卷)によって、『保元物語』では、西行が崇徳院になりかわって詠じた歌と解釈されたことが指摘される。しかし、本稿においては、『山家集』の詞書に即して、西行の詠として解釈した。

(14) 徳川光圀編『扶桑拾葉集』(宮内庁書陵部所蔵、一五一一―一五四)

(15) 秋永一枝氏・田辺佳代氏、笠間叢書98『古今集延五記 天理図書館蔵』(笠間書院、一九七八年)

(16) 『近世歌学集成(上)』清水宗川述、白石良夫氏校訂。

(17) なお、『三体詩』には、政を批判したと註される漢詩が正徹の詠じた景に一致する。

横

滁州西澗

独憐幽草澗邊生、上有黃鸝滾樹鳴。春潮帶雨晚來急、野渡無人舟自橫。

(「三体詩」)

増註部分を引用すると、

澗泉説云幽艸而生於澗邊、君子在野考槃之在澗也、黃鸝而鳴於澗、小人在位、巧言之如流也、潮水本急、春潮而帶雨、其急可知。國家患難多也、晚來急乃危、國亂朝季、世末俗如三日、色已晚不復光明也、野渡無人、舟自橫、寬閑之野寂、冥之濱必有下濟、世之才知孤舟之橫、渡者上特君、相不能用耳。

とあり、この註に沿って解釈すると、本来國を治める力量のある君子が、時機を得ず身を処すことの出来ないための嘆きの詩であることが分かる。特に舟の景に関しては君子が登用されない喩えとされている。

(18) 『近世歌学集成(中)』、武者小路実陰述、高松重季記、岡中正行氏校訂。

(19) 拙稿「校本『三条大納言殿聞書』―付略解題」(「叙説」、三一卷、二〇〇三年一月)。以下、特に注さない限り同論に拠った。

(20) 畠山匠作亭詩歌については、稲田氏の詳細な論考が、前掲書(注5)に収められている。

(21) 稲田氏によって、前掲書(注5)に、正徹の塾居の説話が検討され、それに見える和歌も政に対する批判とされたためとされている。

(22) 和歌史研究会編『私家集大成 第五卷 中世Ⅲ』(明治書院、一九七四年)。なお、詞書は実際には五九四番に付されている。

(23) 久保田淳氏・馬場あき子氏編『歌ことば歌枕辞典』(角川書店、一九九五年)

(24) 堀川貴司氏『瀟湘八景 詩歌と絵画に見る日本化の様相』(国文学研究資料館編、臨川書店、二〇〇二年)に詳しい論考がある。

(25) 堀川貴司氏『瀟湘八景図と和歌』、鈴木健一氏編『和歌をひらく第三巻 和歌の図像学』(岩波書店、二〇〇六年)所収。

(26) 注25に同じ。

(27) 『待需抄』卷六(宮内庁書陵部所蔵、二六六―四)、以下特に注さない限り、同書に拠った。

- (28) 高橋範子氏「正木美術館本『瀟湘八景詩軸』について」国立国会図書館本「八景類聚」の記録をめぐって（『羽衣国文』、一九九八年三月）
- (29) 仏書刊行会編纂『大日本仏教全書』（仏書刊行会、一九一六年）所収。なお、括弧内は私に補った。以下特に注さない限り、同書に拠った。
- (30) □部分は、希世靈彦は、玉村竹二氏編『五山文学新集 第二巻』（東京大学出版会、一九六八年）、天隠龍澤は、大塚光信氏・尾崎雄二郎氏・朝倉尚氏校注、新日本古典文学大系『中華若木詩抄』（岩波書店、一九九五年）によりそれぞれ括弧内に補った。
- (31) 『禪林の文学』（清文堂、一九八五年）所収、「第一節『瀟湘八景』詩―禪林における三転期」
- (32) 『新編日本古典文学全集 49 中世和歌集』（小学館、二〇〇〇年）、井上宗雄氏の注にあることにより解釈した。前掲書（注4）深津氏の頭注でも「自慢」とあった。
- (33) 注5に同じ。
- (34) 菅野禮行氏校注・訳者『新編日本古典文学全集 19 和漢朗詠集』（小学館、一九九九年）
- (35) 続後拾遺集にその内の一首が入集、『和泉式部集』『和泉式部続集』に全て収められている。
- (36) 以下の、九二五八番、九二六五番に引用した詞書のみは『私家集大成 第五卷 中世Ⅲ』による。
- (37) 注31に同じ。
- (38) 注31に同じ。
- (39) 堀川氏、前掲論文（注25）にも、正広の八景和歌を引用して、それまでのパターンを崩す詠じ方をしている、と指摘されている。
- (40) 川平ひとし氏「叡山文庫蔵『瀟湘八景註』をめぐって」（『跡見学園女子大学国文学科報』、第二四号、一九九六年三月）に紹介されている中世ころの成立と考えられる八景註に、為相の和歌が見えることから、流布していたと考え

られる。

(41) 宮川道達編・画、貞享三自序、同五年刊『瀟湘八景詩歌鈔』（国文学研究資料館所蔵、ア8―2）。以下特に注さない限り、同書に拠った。

(42) □部分は、朝倉尚氏前掲書（注31）において、「好風」と指摘され、また、作者名も大陽義冲とあることよって括弧内に補った。

(43) 注31に同じ。また、『述異記』は、長澤規矩也氏解題『和刻本漢籍隨筆集 第十三集』（汲古書院、一九七四年）に拠った。

(44) 記事には記されていないが、「行なやむ」という初句が問題となったと考えられる。その根拠として、『三条大納言殿聞書』に見える以下の項目が挙げられる。

98、行なやむなど、今は不可読。其故はなやむとは御惱也。
但他所にてハ不苦 權卷に 禁中にてなくとも不可詠。

／＼水とち石間の水は行なやみ空すむ月の影ぞながる、
 ここに見られる、「御惱」が問題となったのではないか。